

令和 7 年度水質の測定結果

ア 公共用水域^(※1) (表 1)

環境基準が定められている生活環境項目（BOD^(※2)、COD^(※3)等 13 項目）及び健康項目（砒素等 27 項目）について測定を実施した。

生活環境項目のうち BOD については、2 水域で環境基準を未達成であり、COD については全水域で環境基準を達成した。

健康項目は、砒素が 2 地点、ほう素が 1 地点で環境基準を未達成であったが、ほかの項目はいずれも環境基準を達成した。

※ 1 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等

※ 2 生物化学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で河川に適用。微生物が汚濁物質（有機物等）を分解するときに消費される酸素量）

※ 3 化学的酸素要求量（水中の汚濁物質を表す指標で海域等に適用。酸化剤で汚濁物質（有機物等）を化学的に酸化するときに消費される酸素量）

表 1 公共用水域の主な測定結果

測 定 項 目		測定箇所数	測 定 結 果
生活環境項目	BOD	79 水域 (河川)	2 水域で環境基準を未達成 ・大淀川中流（都城市） ・花の木川（都城市）
	COD	10 水域 (海域)	全水域で環境基準を達成
健康項目	砒素	84 地点	2 地点で環境基準を未達成 ・東岸寺用水取水点 (土呂久川・高千穂町) ・岩川用水取水点 (土呂久川・高千穂町)
	ほう素		1 地点で環境基準を未達成 ・五十鈴橋 (五十鈴川・門川町)
	上記を除く 25 項目		全地点で環境基準を達成

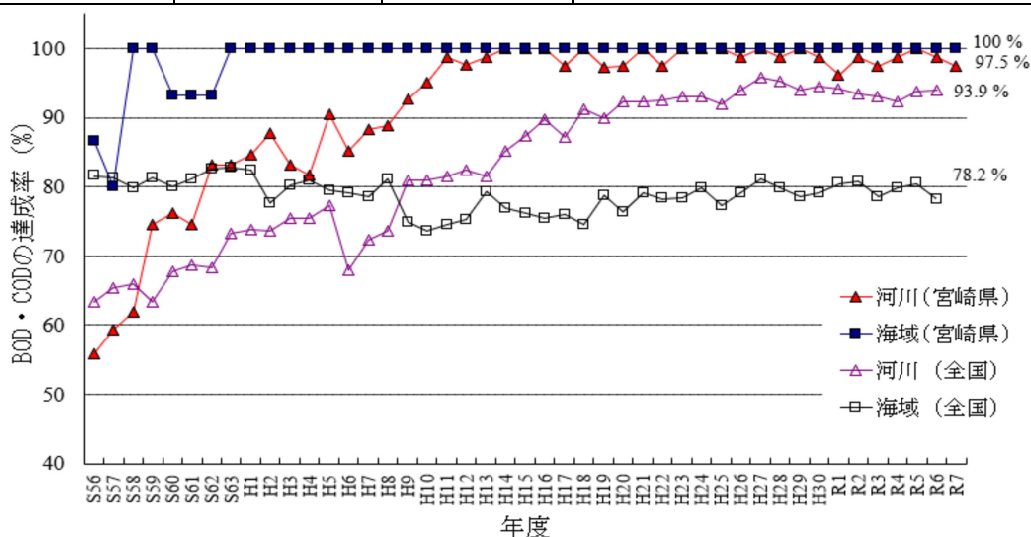


図 1 河川・海域の環境基準（BOD、COD）の達成率（％）の推移

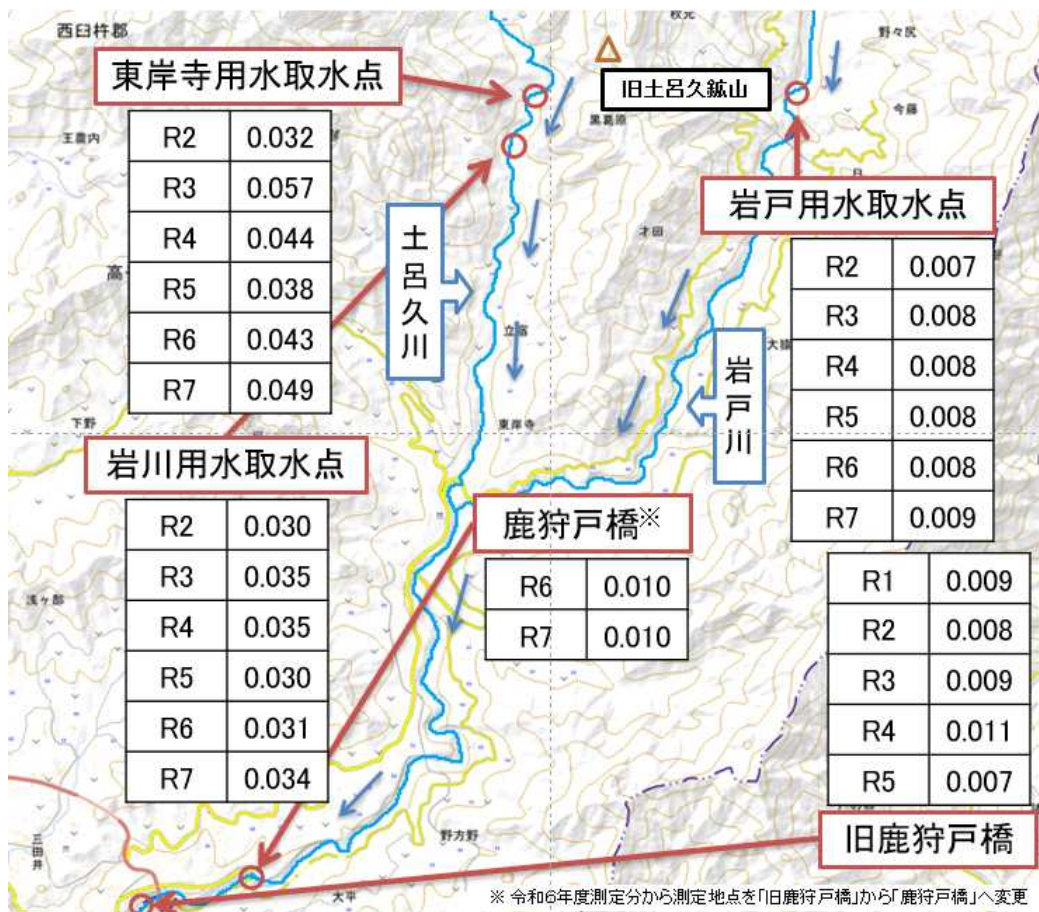


図2 岩戸川水系測定地点における過去5年間の砒素の測定結果（単位:mg/L、環境基準:0.01mg/L）
 注）国土地理院地図（<http://www.gsi.go.jp/>）を基に宮崎県環境管理課で作成

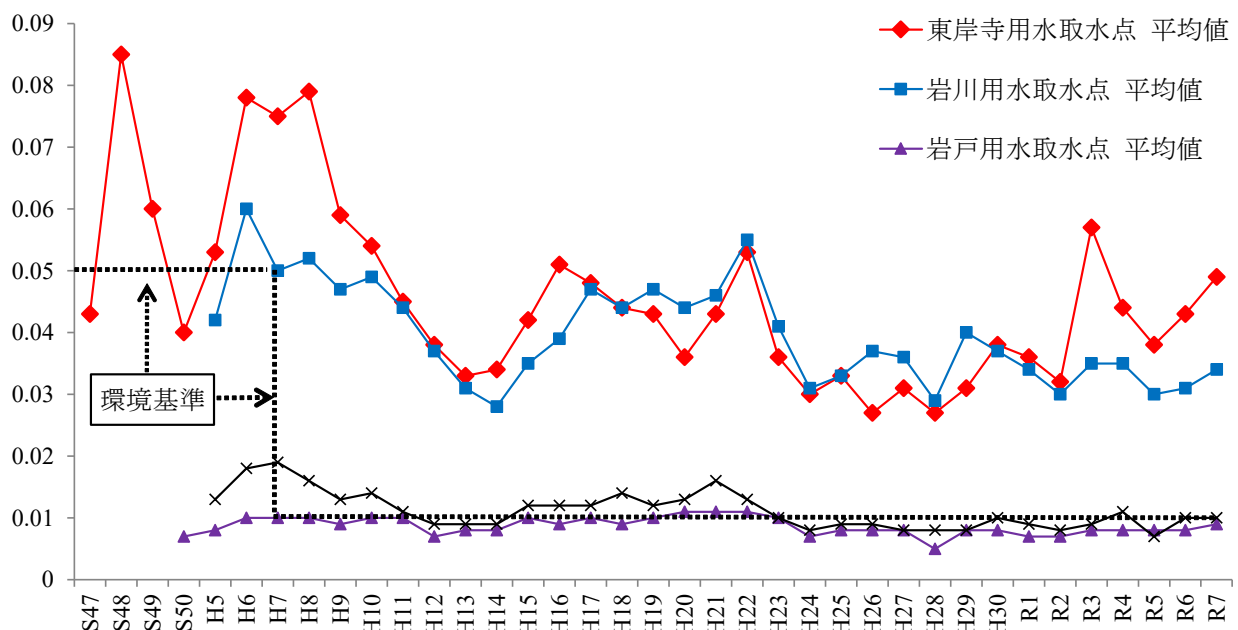


図3 岩戸川水系測定地点における砒素の経年変化（単位:mg/L）

イ 地下水（表 2）

環境基準が定められている項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素等 28 項目）について測定を実施したところ、概況調査^(※4)では、3 地点の井戸で砒素やほう素等が環境基準を未達成であった。

また、継続監視調査^(※5)では、13 地点の井戸で砒素や揮発性有機化合物等が環境基準を未達成であったが、これまでと大きな変動はみられなかった。

※4 メッシュ調査、有害物質使用事業場周辺調査、定点調査がある。

- ・メッシュ調査：県内全域の地下水質の状況を把握するために、県内を 5 km メッシュに区切り（全 165 メッシュ）、順次計画的に実施する調査
- ・有害物質使用事業場周辺調査：有害物質を使用している（又は過去に使用していた）事業場及びその周辺の井戸水における調査
- ・定点調査：経年的なデータを収集するため継続的に行う調査

※5 過去に環境基準を超過した井戸水の調査

表 2 地下水の測定結果

調査名		調査地点数	測定結果
概況調査	メッシュ調査	46	3 地点で環境基準を未達成 ・砒素 1 地点 ・ふっ素 1 地点 ・ほう素 2 地点 ※3 地点のうち 1 地点でほう素及びふっ素が環境基準を未達成
	有害物質使用事業場周辺調査	25	全地点で環境基準を達成
	定点調査	3	全地点で環境基準を達成
	計	74	
継続監視調査		45	13 地点で環境基準を未達成 ・砒素 4 地点 ・揮発性有機化合物 5 地点 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4 地点

ウ 今後の取組

良好な水環境を維持するため、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源となる工場・事業場に対する監視指導を行うとともに、浄化槽の設置や維持管理の徹底等の生活排水対策を継続して実施する。

